

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 20 日

関係都道府県家電リサイクル行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生しているところです。

災害廃棄物の中には、被災した家電リサイクル法対象品目についても多く混入していることが想定されますが、現場の状況に鑑みた柔軟な対応も必要とされるものと思われ
ます。

については、被災した家電リサイクル法対象品目の処理について別紙のとおり取りま
とめましたので送付します。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げま
す。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：杉村、吉田

TEL：03-5501-3153（直通）

E-mail：akihiro_yoshida@env.go.jp

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

担当：柳生、武本

TEL：03-3501-6944（直通）

E-mail：takemoto-naoto@meti.go.jp

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 23 日

関係都道府県家電リサイクル行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について（追加）

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等に関連し、平成 23 年 3 月 20 日付で「被災した家電リサイクル法対象品目の処理について」の事務連絡を送付したところです。このたび、家電メーカーの支援受付窓口を追加するとともに、前回事務連絡の趣旨をより明確化するための修正を加えた追加版を作成しました。

したがって、被災した家電リサイクル法対象品目の処理については別紙が現時点での最新版になります。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げます。

<連絡先>

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

企画課リサイクル推進室

担当：杉村、吉田

TEL：03-5501-3153（直通）

E-mail：akihiro_yoshida@env.go.jp

経済産業省商務情報政策局

情報通信機器課環境リサイクル室

担当：柳生、武本

TEL：03-3501-6944（直通）

E-mail：takemoto-naoto@meti.go.jp

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。

2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）を分別

第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、家電メーカーが支援

※支援受付窓口：(財)家電製品協会 環境部 田中裕二氏 03-3578-1165

第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理

→リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

注意点

○家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。

○一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法に基づいて一定のリサイクルを実施する義務あり。

○ただし、過去の震災（例：新潟県中越沖地震）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理をするのが通例。

○市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）及び災害廃棄物の処理費用は、市町村負担であるが、国庫補助の対象となる。

以上